

蟹江町議会民生教育常任委員会会議録

招集日時	令和7年6月10日（火）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	山 岸 美登利	副委員長	板 倉 浩 幸
	委 員	武 藤 くるみ	委 員	志 治 市 義
	委 員	飯 田 雅 広	委 員	水 野 智 見
	委 員	富 田 さとみ		
欠席委員	な し			
会議事件 説明のため出席した者	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	民生部長	不 破 生 美	保険医療課 長	山 田 尚 徳
職務のため出席した者	議 長	伊 藤 俊 一	議 事 会 長 事務局	萩 野 み 代
	書 記	荒 木 慎 介	主 事	大河内 里 帆
付託事件	議案第31号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について			

○委員長 山岸美登利君

皆さん、こんにちは。

民生教育常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後に、所管事務調査についての打合せを行いたいと思いますので、ご協力お願いをいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議案第31号に関する請求資料が配付されております。

定足数に達していますので、ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は1件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、皆さん、こんにちは。

民生教育常任委員会の開催の前に一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

先ほど午前中、総務建設常任委員会の中でお話ししましたが、梅雨に入りました。甲信越も何か入ったということで、先ほどネットで流れておりました。

ただ、九州のほうでは、非常に今、線状降水帯が発生をして、大きな被害が出なきゃいいですけども、冠水をしているところもたくさんあるようでありまして、これからこちらのほうも出水期に入ります。そういう意味で、注意をしなきゃいけないなというふうに思っております。

また、今日の朝ですけども、名古屋気象台の気象台長がお見えになられまして、今後の災害の対処の仕方だとか、情報の出し方等々について、30分ぐらいの時間でありましたけれども、資料も置いていかれました。もしも、ご希望でしたら、また資料のお渡しをいたしますが、特に大きな違いがないというけれども、雨の量が半端じゃないので、非常に厳しい状況になるのを危惧しているという、そんな話もございました。

いずれにいたしましても、大きな災害が小さな災害になるように、我々としても、自然災害は防ぐわけにはまいりません。小さくすることはできるかも、減災ということで。そういう立場で、しっかりやってまいりたいというふうに思っております。

今日、議案は1件になりますけれども、大変重要な案件でございますので、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭をお願いをいた

します。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

よろしくお願いいたします。

板倉議員のほうからご請求いただきました資料ですけれども、事前に配信させていただいております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 山岸美登利君

補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

資料請求ありがとうございました。

今回は、課税限度額と軽減があるんですけれども、主に、軽減は拡大ということで対象者が増えて、これについては評価できると思うんですけれども、課税限度額について資料請求して、今回、基礎課税分と後期の分が1万円と2万円、トータル3万円で109万円に合計、40歳以上ですよ、なるんですけれども、去年も毎年経過的なやつも、推移も出してもらったんですけれども、途中、歯抜けというのか、上げていないときもあるんですけれども、ほぼ毎年のように上がってきて、現在109万円ということで、今回、令和7年度から、国保の課税が大幅な見直しをして大分上がったんですけれども、それで、課税限度額が去年の限度額に対しての所得、去年は後期だけだったんですけれども、去年の資料だとちょうど1年前ですよ。限度額に達する所得が1,133万円、所得がですね。

今回、同じ後期で見ると951万円になっているんですよ。多分これは、令和7年度保険税を見直したことで、所得的なことが下がったと思うんですけれども、その辺についてお願いします。

○民生部長 不破生美君

おっしゃるとおり、保険税、税率のほうを見直しさせていただいておりますし、計算した時期が異なっておりますので、今、集計を取るとこういう、今回ですと951万ですかね、後期のほうがという形になってございます。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういうことで、そもそも課税限度額、毎回限度額の引上げ、これについての考え方について、何で毎年毎年このように、少しとは言わないけれども引き上げていくのか、お願いし

ます。

○保険医療課長 山田尚徳君

ご質問いただいた点に関して答弁させていただきます。

限度額がどうして引き上がっていくのかというところなんですけれども、国のほうが、被用者保険のルールとバランスを考慮して、将来的に、賦課限度額超過世帯1.5%に近づくように段階的に引き上げております。

また、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の賦課限度額超過世帯割合が、前年度比較して増加しているか、それにばらつきが見られるかを基準として引上げ幅を設定しております。

以上になります。

○委員 板倉浩幸君

割合ですよね、限度額に達する割合が大体1.5%、被用者保険と併せて1.5%にするって、そういう毎回答弁で。

じゃ、そもそも引き上げて、そういうことで合わせるんだけれども、国のほうも厚労省なんかホームページ見ると、上限を引き上げて、高所得者層により多く負担してもらって、中間所得者層、低所得者はほかに減免措置とかあるからなんですけれども、中間所得層の被保険者に配慮するというふうになっているんですよね。じゃ、それが本当に上限を上げて、先ほど言ったように、所得も見直しを行って所得が下がっていったら、中間所得者に本当に配慮になっているのかなっていうことですよ。

その辺について、給与所得で、今言った基礎課税で改正後779万円、1人世帯なんだけれども、ここで限度額にいっぱいになっちゃうし、その辺は、実際に限度額を引き上げて、保険料の見直しに考慮されていたのかなと。

○民生部長 不破生美君

もし、これが上がらないとなると、課税限度額のほうが上がらなかった場合というのを考えると、やはり医療費がこれだけ年々上がっている、医療負担分がこれだけ上がっている。それから、後期高齢者への支援金分、これは後期高齢者の方の医療保険を援助するものになります。

じゃ、どこから財源を持ってくるかということになった場合には、もし、限度額が上がらないとなると、やはり中間所得世帯、それから低所得世帯、全ての方にさらにご負担いただく形になると思いますので、この見直しがあることによって若干の中和はされるかと思います。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そうですね。応分の負担で、所得の多い人から引き上げて、少しでもということで、そ

の辺については、今までだと、蟹江町だと4方式取っていて資産割があつて、所得がそんなにないのに資産持っているから、所得じゃないな、資産だということにはなると思うけれども、所得がないのに限度額に達する人も中にはいたし、そういうことを配慮していくと、本当のある意味、初日にも言って、所得に応じた負担になっていますよね。

限度額が、じゃ、もっと高所得の人からもっと取れよという話も出てくるかもしれないけれども、その辺、実際に配慮して、配慮しながら、今回の令和7年度からの国民健康保険税の見直しをしたと、そういうことでいいんですね。

○民生部長 不破生美君

そういう趣旨で、国のほうも限度額の改正というのをされたと思いますので、私どももそれに従って、限度額のほうを改正させていただきたいと思います。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

その割には、国保税が、負担が多過ぎるんですけれども、それ言いだすとね。

○民生部長 不破生美君

先ほど来、申しておりますけれども、医療費がこれだけ伸びておりますと、ご負担いただかないと、やはりやっていけない部分というのは出てくるかと思います。

そして、やはり後期高齢者のほうへの支援もしなくてはいけない。これは、私たちが、全てが、町民が、後期高齢者の方の支援をするという意味もございますので、やはり保険制度を持続可能なものにするためには、致し方がないのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

低所得者も含めて中間層、特に今回、中間層の影響が本当に出て、低所得者は法定減免とかもあつて、微妙なところがあるんでしょう。

中間層が大分引き上げられたということで、その人たちにも、本当にこれで行くと、所得がもう103万円になると951万円となつて、基礎だと779万円で限度額いっぱいになつちゃつて、国保の割合が、もうそれで行くと109万円になつてくると、1.5倍に近く本当になつちゃっているんだよね、所得で占める割合がね、保険税が。

ちょっと本当にこれから、保険税の見直しがこれからはあると思うし、そういうことも含めて、公的、公費負担の国も県もそうですけれども、ある意味、蟹江町だけでは本当に厳しい状況は僕も分かっているし、そうなってくると、本当に抜本的改革をしていかないかなと改めて今回思いました。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり決定いたしました。

○委員 板倉浩幸君

付託案件についてはそうなんですけれども、ちょっと国保について、若干ちょっと質問をしたいんですけれども、国保に関係してくるのでよろしいでしょうか。

すみません。今回、何が言いたいかというと、マイナ保険証の関係で、僕もそうなんですけれども、国民健康保険の被保険者証が7月末で切れますよね。それに伴って、切れて、次どうなるかということ、ちょっと本当は一般質問でもやりたかったんですけど、マイナ保険証を登録していない人には資格確認書が送られてきます。登録していると、マイナ保険証を使っている、使っていない、送られてきませんよね、今現状。資格情報のお知らせ、多分、それでも使えるんじゃないかなと思っている国保加入者もいると思うし、今後、7月末に有効期限が切れてどうなるかということで、今、病院のほうも今後どうなっていくか。あと蟹江町の窓口でもどうしていくかということで、何が言いたいかというと、国保の全加入者に資格確認書を送ってはどうだ。

そうすれば、担当課にしても、この人には送ろう、送らないということをやらなくてもいいし、ある意味、国保の加入者みんな公平性を保つなら、そうじゃなければいけないんじゃないかなということで、後期高齢については、登録していなくても全ての保険者に送ることになりましたし、国保については、今のところなっていないというのが現状で、じゃ、持っているけれども使っていない人にどう配慮をしていくのか。

ある意味、東京の渋谷区とか世田谷区は、もう首長の独自判断で、もう全員送れと指示を出して。ある意味そうなんです。今後、保険税払っていて、窓口行って使えませんよとなって、10割負担請求されても、そんな状況にならないように、資格確認書を全員に発行できないかという要望も含めてですけれども、ちょっと今のところの考え方をお願いしたいと思います。

○保険医療課長 山田尚徳君

資格確認書を全員に送れないかという質問でございますが、こちらのほうなんですけれども、令和7年5月30日付での事務連絡で、厚生労働省の国民健康保険課から国民健康保険に

おける資格確認書の取扱いの通知が来ております。

これによると、資格確認書は、法律上、国民健康保険法の第9条第2項なんですけれども、被保険者が、電子資格確認を受けることができない状況にあるときに交付されることとされていて、国民健康保険の被保険者は、様々な年代、属性が含まれていて、後期高齢者のように、新たな機器の取扱いに不慣れ等の理由で、マイナ保険証への移行だったりに、一定の期間を要する蓋然性が一般的に高いと言える状況ではなく、資格確認書を被保険者全員に送るコスト等も考慮すると、一律に資格確認書を交付する状況ではないと考えているという通知がありました。

町といたしましても、国の通知のとおり、資格確認書を全員に送付するという事は考えておりません。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

あまり突っ込みませんが、全て、やっぱり国民健康保険、世帯だと、この人はマイナ保険証持っている、持っていない、世帯によっても違いますよね。そこで、この人には送る、送らないってなっちゃうから、本当にそれがいいものなのか。

今、国の通知もあったみたいだけれども、コスト面を考えると、うちと自治体のコスト、そうやって送る、送らないのコストのほうがかかるんじゃないのと思っちゃいます。だったら全員に送ったほうが楽じゃないって。最終的に、もう東京なんかは、そう判断した区があるということなんだよね。自分たち、もっと大きい自治体は特にそうだと思うし。

じゃ、つまり、マイナ保険証にひもづけしている人には、今の段階では、資格確認書は送られませんということですね。

○委員長 山岸美登利君

先ほど申しましたご異議なしと認めました議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会への付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで民生教育常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後1時50分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会民生教育常任委員長 山 岸 美登利